

福岡県公報

平成二十年一月三十日
第二千七百七十九号
増刊 ①

目次

規則(第四号)

福岡県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則 (自然環境課) ……………

告示(第四百十八号)

石油コンビナート等災害防止法第二条第五号の規定に基づく第二種事業所の指定の一部改正 (消防防災安全課) ……………

規則

福岡県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十年一月三十日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第四号

福岡県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県立自然公園条例施行規則(昭和三十九年福岡県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第十七条中第二十五号の五を第二十五号の六とし、第二十五号の四を第二十五号の五とし、第二十五号の三の次に次の一号を加える。

二十五の四 自然公園の区域のうち鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八條第一項の規定に基づき知事が指定する鳥獣保護区内において、同法第二十八條の二第一項の規定により県が行う保全事業又は同条第四項の規定により知事に協議し、その同意を得た保全事業として鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

福岡県告示第四百十八号

石油コンビナート等災害防止法第二条第五号の規定に基づく第二種事業所の指定(昭和五十一年九月福岡県告示第三百九十二号)の一部を次のように改正する。

平成二十年一月三十日

福岡県知事 麻生 渡

表中「ケミカルロジテック株式会社福岡化学品貯槽所」を「中国精油株式会社福岡事業所」に改める。

定価 一箇月六、三五〇円（税込・郵便料別）